

2023年度 事業計画書

現在、世界は、気候変動、コロナ禍、ロシアによるウクライナ侵攻などこれまで経験したことのない問題に直面している。こうした問題は、住宅・建築物の脱炭素化の加速、住生活に対する消費者意識の変容、エネルギー価格・物価の高騰などを引き起こし、建材・住宅設備業界は急激な対応を迫られている。こうした情勢変化への対応に加え、人口や世帯数の減少に伴う新設住宅着工戸数の減少など、中長期的かつ構造的な問題への対応も求められている。

こうした課題に対応するために、政府を挙げて、GX(グリーン・トランスフォーメーション)やDX(デジタル・トランスフォーメーション)が推進されている。住宅・建築物においても、脱炭素社会の実現に向けて省エネ対策が強化され、改正建築物省エネ法に基づく省エネ基準適合の全面義務化、ZEHやLCCM住宅の普及促進が図られている。また、デジタル技術を住宅に活用したIoT住宅や建築分野におけるBIMの活用なども普及に向けた取組が講じられている。

また、昨今の様々な情勢変化は、住宅・建築物のサプライチェーンが抱える構造的な問題と相まって、価格転嫁の円滑化や取引の適正化、物流の効率化などの課題がこれまで以上にクローズアップされている。

以上のような課題に業界として対応するために、当協会は、本年度の重点課題として下記の事業に取り組む。

■グリーン建材・設備製品の国際標準化事業

省エネ・省資源型建材・住宅設備の海外市場拡大を目的とした、国際標準の開発、JIS等のアジア諸国への展開

■IoT住宅の安全基準の国際標準化事業

人とIoT住宅との協調安全に関する国際標準の開発、普及基盤の構築

■リフォーム推進事業

リフォーム市場活性化に資する制度の検討、政策要望、普及啓発等

■カタラボ事業

建材・住宅設備のデジタルカタログサイト「カタラボ」の運営、機能・認知向上

■ZEH、断熱材の普及促進事業

中小工務店へのZEH普及支援、断熱リフォーム・優良断熱材の普及

■品質・環境事業

ホルムアルデヒド・VOC発散の少ない建材、調湿建材、抗菌製品の登録・表示事業、建材・住宅設備の環境課題への対応

■新たな課題への対応

・建築BIMへの対応

- ・物流課題への対応
- ・新たな収益事業の検討

以上の重点課題への取り組みを通じて、本年度も引き続き会員企業・団体及び関連業界の成長・拡大に貢献していく所存であるので、関係各位の絶大なるご指導ご鞭撻をお願いしたい。

1. 企画委員会

建材・住宅設備の統計情報、技術動向の情報収集・提供、景観材料の普及促進、協会活動の広報、カタラボを活用した情報サービスを実施する。

(1) 調査統計部会

- ①「2023/2024年版建材・住宅設備統計要覧」を、最新の建材・住宅設備関連データを関係団体、関係官庁から収集し11月に34巻目を発刊する。発刊にあわせてホームページ会員専用サイトで電子データとして公開する。
- ②編集について、読者の利便性向上のため、「主要建材・住宅設備 30年の変遷グラフ」と「アイテム紹介」の巻頭掲載を継続するとともに、本編掲載アイテムの充実を図る。
- ③販売について、チラシ配布、カタラボ会員や団体会員傘下企業へのPR、「Japan Home & Building Show 2023」(主催：(一社)日本能率協会、開催日：11月15日～17日、場所：東京ビッグサイト)でのPRを実施し販売増を狙う。

(2) 技術・景観部会

最新技術動向などを情報収集する機会を会員に提供するとともに、景観材料の普及促進を図る。具体的には以下の活動を実施する。

- ①(一社)東京建築士会との共同開催の勉強会(Bridge)やセミナー、見学会を開催し、会員に業界動向や最新技術動向等の情報を提供する。
- ②景観材料の認知向上、普及促進策を検討する。
- ③「Japan Home & Building Show 2023」(11月15日～17日)に出展し、景観材料のPRを行う。

(3) 広報部会

- ①協会の活動状況、行政関連情報等を会員に提供するための媒体として情報誌「建産協情報」を発刊し、メールマガジン「建産協通信」を月2回配信する。
- ②情報発信について、コミュニケーションツールの再整理、有効な配信方法の選択、ホームページの活用等の課題に取り組み、情報提供力の強化を図る。
- ③協会の事業活動の理解を深めてもらうため、報道関係者との情報交換会を年2回開催する。

(4) 情報提供部会

デジタルカタログサイト「カタラボ」に関し、下記重点課題について具体的な活動目標を設定し推進する。

①既存会員企業との接点の維持・強化

既存会員企業に対するカタラボ機能等の認知向上のため、定期メルマガ配信等を活用した情報提供、既存会員企業への有益なツール・サービス提供等を通じ、コミュニケーションの維持・強化を推進する。

②新規入会の促進

新規会員獲得を目的に、候補のメーカーへの直接アプローチを企画・推進する。また、ランディングページやリーフレットの改善・有効活用策、時限的キャンペーン策、その他施策を検討し実施する。

③利用者の維持・拡大

新規利用者の拡大と既存利用者の維持を目的に、ランディングページやリーフレットの改善・有効活用策、その他施策を検討し実施する。

④機能・サービスの新設・改善

会員企業・利用者双方のカタラボ利用を促進するため、機能・サービス面の課題を抽出し、新設・改善を実施する。なお、本年度も下記展示会に出展を予定している。

- ・「みらい市」(主催：橋本総業(株)、開催日：10月13日～14日、場所：東京ビッグサイト)
- ・「Japan Home & Building Show 2023」(11月15日～17日)

2. 品質・環境委員会

ホルムアルデヒド・VOC、抗菌性、調湿性など建材・住宅設備に関わる品質保証のための性能評価と登録表示制度の円滑な運用、環境課題への対応を行う。

(1) 環境部会

①建材・住宅設備に関わる環境課題への対応

環境部会を年6回開催し、VOC対策に加えて国内外の健康・化学物質に関わる政策や資源循環政策等の環境に関わる課題や情報を収集し、対応を協議する。昨年度から取り組んでいる建材関係の国内・海外化学物質規制の整理について、対象化学物質リストの作成とその公開に向けた検討を引き続き進める。部会で収集した情報や対応した内容は、会員企業・団体に積極的に情報開示を行い、有益な情報を発信する。

②VOC排出抑制の自主行動計画の実施

建材・住宅設備業界として、揮発性有機化合物(VOC)排出抑制のための自主的取組に関するVOC排出量の確認を行い、参加団体による「2022年度状況報告書」を作成し、経済産業省に提出する。

③VOC表示審査委員会

ホルムアルデヒド、4VOCの登録制度の運用を行う。ホルムアルデヒド審査において、手続き負担を著しく増やすことなく、塗料・化粧材料等の確認をより合理的に判断できるよう、引き続き表示規程の改訂を検討する。

a. ホルムアルデヒド

審査委員会を年6回開催し、適格品の登録を行う。また、2005年度、2008年度、2011年度、2014年度、2017年度、2020年度登録品の更新作業を行う。

b. 4VOC

審査委員会を年6回開催し、適格品の登録を行う。また、2008年度、2011年度、2014年度、2017年度、2020年度登録品の更新作業を行う。

④4VOC表示情報交換会

厚生労働省のシックハウス検討会が再開された場合の対応など、必要に応じて4VOC自主表示制度を運用する関係団体との情報交換会を開催する。また、住宅部品VOC表示ガイドラインの運用と周知を図る。

(2) 抗菌部会(抗菌性能基準使用登録事業)

建産協の「抗菌性能基準」を満たしたものに「抗菌製品登録」を表示する事業を継続する。本年度は新規及び更新対象19件に対応する。

抗菌登録制度の更なる普及を目指し、社会に求められる抗菌製品登録制度のあり方とその訴求方法を引き続き検討する。

(3) 調湿部会(調湿建材登録表示事業)

申請状況に応じて審査委員会を適宜開催する。本年度は「調湿建材表示登録」の新規及び更新対象6社18件に対応する。

調湿以外に訴求している各種機能のキーワードとそれらに紐づく調湿マーク登録品の紹介については、新規登録等により内容の充実を図る。加えて、時代に合わせたビジュアルな調湿建材解説ページへの刷新や、建材の持つ多様な機能をテーマとした他部会との合同講演会の実施を検討し、調湿建材マークの一層の周知と普及を図っていく。

経済産業省の次世代省エネ建材の支援事業において調湿建材が対象となっており、必要に応じ対応を行う。

(4) その他

①合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(「クリーンウッド法」)改正対応

クリーンウッド法の改正を受け、必要に応じて「建材・住宅設備メーカーのクリーンウッド法運用ガイド」を改正し普及に努める。

②3R推進功労者等表彰推薦

2023年度のリデュース・リユース・リサイクル推進協議会が実施する3R推進功労者等表彰募集に対し、会員に積極的な応募を呼びかけ、応募を希望する企業があれば協会として推薦する。

3. エネルギー委員会

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築部門における省エネルギー・創エネルギーの促進のため、中小工務店におけるZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の普及を目的として、強化外皮断熱基準と高効率設備の普及を図る。また、正しい断熱リフォーム施工の普及

を図るとともに、第三者認証ニーズに応えるべく優良断熱材(EI)の認証事業を実施する。

(1) エネルギー企画・普及部会

①ZEH普及分科会

- ・提携・関連団体や地方自治体等の主催セミナーにおいて、「ZEHのつくり方」を使用した講演対応を行う。
- ・「ZEHのつくり方」及び「製品リスト」を必要に応じて改訂し、建産協ホームページに掲載することにより、中小工務店等のユーザーに対してZEHに関する技術情報等を提供する。
- ・「ZEHフォローアップ委員会」(経済産業省等)に専務理事が委員参加し、政府のZEHの普及施策の検討に参画する。

(2) 断熱材普及部会

高性能建材の導入支援施策や建材トップランナー制度の対象アイテムとなっている断熱材について、業界の抱える課題を整理・検討し、一般ユーザーの認知度向上と断熱リフォーム需要の拡大を図る。

①普及・広報分科会

本年度は断熱リフォームの更なる普及を目的に以下の取組を実施する。

a. 断熱リフォーム普及促進ツールの充実

一般消費者の断熱リフォームに対する理解を促進するため、ツールの新規作成や既存ツールのリニューアルを検討する。

b. 普及広報活動の拡大

住宅環境の改善を推進する団体やリフォーム関連事業者と提携し、普及促進ツールを活用して断熱リフォームの普及を図る。

c. 外部展示会での展示・講演

- ・「Japan Home & Building Show 2023」(11月15日～17日)
- ・「建築・建材展」

(主催：(株)日本経済新聞社、開催日：2024年3月上旬、場所：東京ビッグサイト)

②性能表示制度分科会

2025年度に全ての建築物において省エネ基準適合が義務化されることとなり、第三者認証を受けた断熱材製品の普及機会が拡大している。JIS認証が取れない製品等の第三者認証ニーズに応えるため、EI制度実施規定及び製品認証審査要綱を適宜見直し、EI認証取得の製品と企業の増加に努める。また、異形断熱材等の対象製品化の検討を継続する。

③EI認証審査委員会

EI認証の申請案件を審査するとともに、製品認証審査要綱の審査承認業務も実施する。性能表示制度分科会と連携しながら認証製品の拡大に努める。

4. リフォーム推進委員会

リフォーム市場の活性化に向けて、リフォームを促進する制度の検討・普及、政府として実施

すべき政策等の提言、地方自治体及び関連団体との連携によるリフォーム関連業者・一般消費者への普及啓発等を実施する。

(1) 制度検討部会

一般消費者に訴求力のある健康・安全リフォームを促進するため、健康に資する建材・設備の評価基準の作成に取り組んでおり、本年度は、現在先行的に進めている外皮4商材と水廻り設備4商材の評価基準を作成する。

また、「住宅の燃費」の考え方を広く普及するために、関係省庁・地方自治体・関連団体に提案し周知活動を行う。さらに「住宅の燃費」の根拠データの確認を行い、見直しについて検討を行う。

(2) 規制改革部会

事業者向けWEBアンケート調査やヒアリング、関連分野の勉強会、地方自治体との意見交換等を実施し、その結果を踏まえリフォームの政策提言・運用改善に関する「要望書」をとりまとめ、関係省庁に要望する。

また、本年度も引き続き、「リフォームの公的支援、つかっていますか?」を作成し、リフォームに関する各種支援施策の周知を図る。

(3) 普及啓発部会

動画等のオンラインの普及啓発施策を中心に検討するとともに、他部会・地方自治体との連携によるセミナー等のリアルの施策の可能性を検討する。リフォーム推進委員会の他部会と連携し、その施策のPRを行う。また、新規普及啓発施策についても検討する。

(4) マンション省エネ改修推進部会

a. セミナー開催

- ・マンション管理組合(居住者)、マンション管理士を主な対象として、高経年化しているマンションの省エネ改修等を普及啓発するために、セミナーを企画・開催する。
- ・関係団体等からの依頼を受けてセミナー講師の派遣を行う。

b. 展示会・イベント参加

- ・「Japan Home & Building Show 2023」(11月15日～17日)において、建産協ブースにてパネル・カタログ等の展示を行い当部会のPRを行う。
- ・地方自治体主催の展示会・イベント(杉並区主催「環境展・断熱展」、東京都主催イベント等)への出展依頼があれば対応する。

c. その他の普及活動

- ・冊子「既存マンション省エネ改修のご提案」及びダイジェスト版「健康と快適性を求めてマンション省エネ改修のご提案」、「RESIDENCE DOCK+」を活用して普及活動を行う。また、冊子等の改訂の必要性について検討する。
- ・関係省庁、地方自治体、マンションリフォーム推進団体との情報交換を行い、助成制度等の情報収集や横展開を行う。

5. 標準化委員会

省エネルギー・環境や安心・安全に対する社会的ニーズの高まり、IoT等の新技術の普及、経済活動のグローバル化等を踏まえ、企業・団体会員等と緊密に連携しつつ、建材・住宅設備製品等のJISの作成、IoT住宅の安全基準やWPRCの国際標準の開発等に取り組む。

(1) 標準企画部会

① JISの見直し

これまでに経済産業省からの受託事業、JIS原案作成公募制度で建産協が作成し、管理しているJISに対するメンテナンス業務を実施しており、改正の必要性の有無について、5年ごと(以内)に見直し調査を行っている。

現在、管理しているJIS(26件)のうち、本年度は下記の3件について見直し調査を実施する。

- ・窓及びドアの熱性能一日射熱取得率の計算(JIS A 2103)
- ・住宅用冷暖房ユニット(JIS A 4412)
- ・畳(JIS A 5902)

② 「JIS A 9529 建築用真空断熱材」の普及

昨年度改正を行った建築用真空断熱材(JIS A 9529)について、ISO16478(断熱製品-真空断熱パネル(VIP)仕様)のFDISの審議動向を見ながら、必要に応じてJISの改正及び普及施策を検討するWGを開催する。

③ 「JIS S 0024 アクセシブルデザインー住宅設備機器」の普及

本年3月に高齢者・障害者配慮設計指針から規格名称変更し公示された「アクセシブルデザインー住宅設備機器」(JIS S 0024)について、(公財)共用品推進機構と当該規格の普及についての検討を行う。

④ 「JIS A 5423 住宅屋根用化粧スレート」の改正

この規格は、主原料としてセメント、けい酸質原料、石綿以外の繊維質原料、混和材料などを用いて加圧成形し、主として住宅用屋根に用いる目的で、野地板の上にふ(葺)く化粧板について規定した規格である。試験機関からの指摘や最近の生産・使用実態等を踏まえると改正が必要となっており、(一財)日本規格協会の2023年度JIS原案作成公募制度に申請を行い、委員会等を設置して改正原案の作成を行う計画である。

⑤ その他

会員企業・団体との協議を行い、会員企業・団体だけでは実施が困難なJIS制定案件について、JIS原案作成公募制度や受託事業を活用しJIS制定を計画する。

(2) WPRC部会

WPRC及びそのJISの普及啓発を図り、WPRC製品市場の拡大・深耕を促進するための活動を行う。

① 木材・プラスチック再生複合材(WPRC)の普及促進

- ・クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンスにおいて、WPRC活用提案を進めるとともにプラスチックリサイクルの最新情報を入手し、会員企業間での共有を図る。部会ホームページの維持・更新とともに海外に向けた情報発信のための英語版ホームページを公開する。
- ・エコリーフ取得に向けた昨年度末のPCR策定完了を踏まえ、各社のエコリーフ取得を促進するため、会員各社への説明会を開催する。
- ・JIS関連等の技術的問い合わせに対応する。
- ・「Japan Home & Building Show 2023」(11月15日～17日)へ参加し、WPRCのPRを行う。
- ・環境指標WGにおいて、WPRCの情報発信(メールマガジン発行)、一般向けWPRC情報発信動画コンテンツの作成・公開、エコリーフ取得に対する支援を行う。

②WPRCの国際標準の普及促進

- ・2018年3月に日本提案のWPRCの素材規格(ISO20819-1)が発行され、本年3月にWPRCの試験方法に関する規格(ISO20819-2)が発行され、国際標準化の事業としては完了した。本年度からは、塗料・建材分科会の下部組織としてWPRC WGを立ち上げ、これまでに制定したISO規格などの普及促進に取り組む。
- ・アジア諸国の中でWPC規格を有していない国を対象に、WPRCの規格を紹介し、国家規格等としての採用の働きかけを行う。
- ・ISOの国際会議の場を利用し、ISO規格に対する各国からの意見聴取やPRを行うとともに、将来のISO改正、国家規格としての採用の働きかけを行う。

(3) IoT住宅部会

昨年度から経済産業省の委託事業として「人とIoT住宅との協調安全に関する国際標準化」をテーマとした活動を実施している。(国研)産業技術総合研究所との共同事業として実施している。

①人とIoT住宅との協調安全に関する国際標準化

2021年度に経済産業省から受託した調査事業の成果を基に、3か年事業の2年目として事業活動を継続する。

IoT住宅に協調安全の基本コンセプトを適用し、人(IoT住宅ユーザー)と機械(住宅設備機器など)と住環境を協調させ、ユーザーの安全性と快適性を実現するための標準化を検討する。住宅は住宅設備機器類などの機械と共存する場所である。また、テレワークが推進される中で、住宅は「暮らす場所」から職場として「生産拠点の場所」の性格を持つようになっていく。従って、住宅にも職場環境に用いられるようなマネジメントが必要になってくる。そこで、人とIoT住宅での機械と住環境について協調安全のコンセプトに基づく安全基準の規格を開発し、IECへの新規提案を目指す活動を行う。国内活動では、昨年度の事業活動成果を基に、「人とIoT住宅との協調安全に関する国際標準化」の規格原案作成を中心に活動する。国際活動では、IECにおける協調安全に関する議論を注視しながら、NP提案に向けてIEC SyC AALでのPWI設置の承認を取り付けることを目標として活動する。

②国際標準規格案IEC 63168およびIEC 63420のフォロー(自主事業)

IoT住宅の安全に関する国際標準化規格案のIEC 63168(機能安全規格案：CDV2段階)とIEC 63420(SOTIF規格案：WD議論段階)の国際標準規格化までの動向について、引き続き最新情報の収集に努めて進捗をフォローする。そのためにIEC会議やAAL国内委員会、国内での関連する会議等にも積極的に出席し、部会や分科会での情報共有を図る。また、国際標準化を見据えた国内での普及基盤構築体制やJIS化について議論を行う。

6. 国際委員会

住宅・建築物の脱炭素化等に資する日本の良質なグリーン建材・設備製品(省エネ・省資源型建材・設備製品)について、海外で適正に評価され市場での普及が促進される基盤を構築するために、各建材・設備製品及び住宅等の企業・業界団体等との異業種連携等を行いながら、①試験方法や性能評価方法等の国際標準化に取り組むとともに、②日本が主導・開発等を行った標準のアジア諸国等での導入・普及等を図る。

(1) 国際交流部会

①調査・交流事業

- ・アジア諸国を中心として、各国の建材・住宅設備の規格・標準等に関する情報収集や技術支援等を行う。経済産業省からの受託事業の取組と連携して活動を進める。
- ・アジア諸国等の標準認証機関や関連団体等との交流活動を行い、政府間及び民間レベルの交流と人脈を活用し、日本のグリーン建材・住宅設備製品のPRや各国における標準化活動を支援する。経済産業省からの受託事業の取組と連携して活動を進める。

②グリーン建材・設備製品に関する国際標準化事業

本年度からの3か年事業として経済産業省に提案している「住宅及び建築物の脱炭素化等に資する建材・設備製品の国際標準化に関する異業種等連携」の受託事業について、採択されれば、以下の活動を実施する。

a. グリーン建材・設備製品のアジア諸国等への展開

本活動については、2012年度～2013年度にベトナムを相手国とした交流を開始し、2014年度～2016年度にインドネシアを加え活動を拡大した。これまでの事業成果として、ベトナムにおいて、JISをベースとした「高日射反射率塗料」の国家規格が発行される予定である。インドネシアにおいては、JISをベースとして日本がISO提案した(2016年度に発行)「窓の熱性能測定法」の国家規格が発行され、JISをベースとした「節水トイレ」の国家規格が2018年5月に発行された。今後とも、相手国の窓口機関(ベトナム建築材料研究所：VIBM、インドネシア国家標準化庁：BSN)とのこれまでの交流による良好な関係を継続し、規格作成等に対する技術支援を行う。ベトナム、インドネシア以外のアジア諸国についても、各国のニーズを確認しながら支援の拡大を図る。本年度は、以下のテーマについて事業を実施する。

(a) ベトナムの製品・評価規格作成支援

オンライン会議と対面での会議を組み合わせ、VIBM等の関心の高いテーマについ

てコミュニケーションを深める。具体的には、窓のラベリング制度について、JIS A 2104(住宅用窓のエネルギー性能-計算手順)の計算方法に関する情報を提供しつつ、より簡便なラベリング手法についても併せて情報提供を行う。また、塗料については、(一社)日本塗料工業会、(一財)日本塗料検査協会の協力のもと、ISO12944(塗料とワニス-防食塗装システムによる鋼構造物の腐食防食)について適用しているバージョン確認を行い、VIBMが活用しているJISの最新情報を提供する。さらに、水廻り製品について、節水ルールに関する規格(ISO31600(水効率ラベリングプログラム-実施のためのガイダンスを伴う要件))と節湯に関する規格に関する技術支援の可能性について協議する。

(b) インドネシアの製品・評価規格作成支援

オンライン会議と対面での会議を組み合わせ、BSN等の関心の高いテーマについてコミュニケーションを深める。具体的には、日本がISOの開発を進めている「自然太陽光を用いた窓及びドアの日射熱取得率の測定方法に関する国際標準化」のWDがISO事務局に提出された後、先方に情報を提供する。また、(一社)日本塗料工業会、(一財)日本塗料検査協会の協力のもと、ISO12944(塗料とワニス-防食塗装システムによる鋼構造物の腐食防食)について適用しているバージョンの確認を行う。さらに、水廻り製品について、節水ルールに関する規格(ISO31600(水効率ラベリングプログラム-実施のためのガイダンスを伴う要件))にあるJIS基準の採用について協議する。

(c) 他のアジア諸国等への新規展開

タイ、フィリピン、マレーシア、シンガポールなどについては、経済産業省や日本産業標準調査会(JISC)と協議し、各国のニーズを確認しながら、日本発のISOまたはJISをベースとした国家規格の策定・導入や、ISO活動の情報共有・共働を目指す。また、アジア諸国等を対象とした市場調査やアンケートなどを通じて、会員企業・団体との標準化戦略の共有を図る。具体的には、窓・ガラス関係では、タイを重点的な展開対象として、タイを中心にアセアン諸国に接点を広げていくことを検討する。また、水廻り製品について、アセアン各国の給湯ニーズや給湯設備の現状を調査して情報整理することを検討する。

(d) 調湿・機能性建材のアジア諸国等への展開

調湿・機能性建材の標準化については、アジア諸国等への展開を見据え引き続き検討を進める。

b. アセアン標準化・品質管理諮問評議会(ACCSQ)、アジア太平洋経済協力(APEC)のイベントへの参加

(a) ACCSQのビル・建築ワーキンググループが開催する予定のイベント等に参加し、ACCSQを窓口にしながら標準化に関する交流の拡大を図る。

(b) 水廻り製品関係でAPECのイベントに継続して参加し、中国や米国などとのコンタクトを継続する。

(2) 国際標準部会

①グリーン建材・設備製品に関する国際標準化事業

本年度からの3か年事業として経済産業省に提案している「住宅及び建築物の脱炭素化等に資する建材・設備製品の国際標準化に関する異業種等連携」の受託事業について、採択されれば、以下の活動を実施する。

a. 遮熱塗料(塗膜)の熱流計測法による日射侵入比の求め方に関する国際標準化

市場には、日射反射の他にも熱放射及び断熱をはじめ様々な機能を謳った遮熱塗料が玉石混交といった状況で存在しており、ユーザーに対して相応の混乱と不信感を与えている。こうした状況を解消すべく、塗膜を通過する熱エネルギー量を直接測定して塗膜の熱性能を論理的かつ客観的に評価する熱流計測法が開発され、JIS K 5603(塗膜の熱性能—熱流計測法による日射吸収率の求め方)として制定された。

国際市場において高性能な遮熱塗料が適正に評価されるように、JIS K 5603をベースとした国際標準化を図る。

本年度は、CDに対するコメントへの回答を最終的に取りまとめた上で、TC 35国際会議及び主要国との個別協議における技術説明を通じて合意を図り、DIS段階への移行を目指す。

b. 温水洗浄便座の性能評価方法に関する国際標準化

温水洗浄便座が有すべき品質とその性能評価方法を国際的に明らかにして、使用者が製品を選択する際に必要な情報が得られるようにすべく、性能試験方法の国際規格IEC 62947が昨年10月に発行した。これに伴い、TC 59/SC 59L/PT 62947から移行したTC 59/SC 59L/WG 7において、規格改訂及び新規規格開発を引き続き日本が主導権を握って進める。

WG 7会議での協議結果を踏まえてIEC TS/CD 62947-2及びIEC/CD 62947 Edition 2.0を取りまとめ、SC 59L内に回付してコメント協議を経て合意を図る。

c. 住宅用機械換気システムの設計・評価方法に関する国際標準化

国内では、シックハウスの原因となる化学物質の室内濃度を下げる目的で、24時間換気設備の設置が建築基準法によって2003年に義務化された。また、全熱交換器付きの換気システムがZEH住宅の要件になっているため、今後普及していくことが見込まれる。さらに、海外からの輸入品を扱う企業が近年増加する一方で、今後日本製品の海外への輸出が拡大することも予測される。

しかし、現行の欧米各国の規格は地域ごとに基準が異なっており、横並びで比較することが困難なため、設計者及び使用者が換気システムを選択する際に混乱する恐れがある。このため、共通の基準に基づいた住宅用機械換気システムの設計・評価方法の国際標準化を図る。

本年度は、NP投票に伴う各国からのコメントについてTC 205/WG 2で協議した上で、WD修正版を回付してCD段階への移行を目指す。

d. 自然太陽光を用いた窓及びドアの日射熱取得率の測定方法に関する国際標準化

建物の省エネを考える際に、窓からの日射熱取得を抑えることは最も基本的なことであり、

付属物を含む窓の評価が求められている。しかし、窓に付属するスクリーンやカーテン類に遮熱効果があることは明確であるが、その評価方法が規格化されておらず定量的な評価ができないのが現状である。このため、比較的安価な測定装置構成が可能な自然太陽光を用いた窓及びドアの日射熱取得率の測定法の国際標準化を図る。

本年度は、TC 163/SC 1/WG17会議においてISO/PWI 17528の新規提案プレゼンを実施して合意を図った上で、9月のTC 163/SC 1総会でNP段階に進める旨を決議して国際投票に向けた手続きを進める。

【参考】

ISO	: International Organization for Standardization (国際標準化機構)
IEC	: International Electrotechnical Commission (国際電気標準機構)
SyC(IEC)	: System Committee(システム委員会)
TC	: Technical Committee(専門委員会)
SC	: Sub-committee(分科委員会)
PC	: Project Committee(プロジェクト委員会)
WG	: Working group(作業グループ)
AHG	: Ad hoc group(作業グループ)
PT(IEC)	: Project Team(プロジェクトチーム)
Pメンバー	: Participating member(積極的参加メンバー国)
Oメンバー	: Observing member(オブザーバー参加メンバー国)
NP/NWIP	: New Work Item Proposal(新業務項目提案)
WD	: Working Draft(作成原案)
CD	: Committee Draft(委員会原案)
CDV(IEC)	: Committee Draft for Vote(投票用委員会原案)
DIS(ISO)	: Draft International Standard(国際規格案)
FDIS	: Final Draft International Standard(最終国際規格案)
IS	: International Standard(国際規格)
TS	: Technical Specification(技術仕様書)
SOTIF	: Safty Of The Intended Functionality(意図された機能の安全性)
AAL	: Active Assisted Living(自立生活支援)

7. その他の活動

(1) 建築BIMへの対応

国土交通省の建築BIM推進会議・部会において、現状を踏まえた将来像と工程表として具体的なロードマップが作成され、BIM活用の加速化が図られる中、「建築BIM検討会議」及び製品別ワーキンググループにおいて、引き続き建材・住宅設備メーカーが抱えるBIMの課題を整理の上、対応を検討する。また、検討結果について、適宜建築BIM推進会議・部会にて説明・提案する。さらに、関係団体と協業して建材・住宅設備メーカーへのBIMに関する情報提供や普及啓発活動を行う。

(2) 協会としての新規事業や重要案件に関する検討

①物流課題の検討

経済産業省及び国土交通省主催の「フィジカルインターネット実現会議 建材・住宅設備WG」がとりまとめた「建材・住宅設備業界の物流課題解決に向けた2030年までのアクションプラン」を受け、建産協として、タスクフォースに参画するとともに、検討体制を整備して物流課題の検討に取り組む。

②住宅の熱の出入り割合表示の見直しWG

過去に建産協が試算した住宅における熱の出入りの割合を示した図について、最新の省エネ基準等や建材・住宅動向を考慮し、実態に即した数値に見直す。

③新たな収益事業の検討

建産協の持続可能な運営基盤の確保のため、建産協の強みや業界ニーズを踏まえ、新たな収益事業を検討する。本年度は、有望なテーマの絞り込みと事業設計等の具体化に向けた検討を行う。

④「協力企業との適正取引の推進に向けた自主行動計画」の普及啓発

自主行動計画のフォローアップ調査を実施するとともに、その結果等を踏まえ、パートナーシップ構築宣言の実施等について会員に対して普及啓発を行う。

(3) 会員等への情報提供

業界関連のテーマについて、会員等に情報提供するため、説明会を開催する。

(4) 政府の審議会等への参画

- ・ ZEHフォローアップ委員会(経済産業省)
- ・ 建築BIM推進会議・建築BIM環境整備部会(国土交通省)
- ・ 日本産業標準調査会標準第一部会(経済産業省)
- ・ 省エネ・再エネ住宅推進プラットフォーム(東京都)

8. 建材・住宅設備産業に関する団体、学会及び研究機関との交流及び協力

(1) 団体連絡会

団体会員との協力活動をより一層促進するため、「団体連絡会」を開催して共通課題等について情報交換し、交流を行う。

2023年度は、下記の通り開催の予定である。

- ・ 第1回 2023年 6月16日(金) 14:00~16:00
- ・ 第2回 2023年 9月15日(金) 14:00~16:00
- ・ 第3回 2024年 1月19日(金) 14:00~16:00

(2) 関係団体・機関との相互連携

- ・ 引き続き、建産協事業において、関係団体・機関と相互連携を図る。

- ・(一財)建材試験センター、(一社)住宅リフォーム推進協議会等の関係機関・団体の事業に協力し、相互の連携を図る。

(3) 建材PL相談室の活動

一般消費者、消費生活センター、関連PLセンター等からの問合せ、相談に対して対応を行う。PL相談窓口の連絡会、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター、関連PLセンターと情報交換を継続して行う。

9. その他の会合

定時総会、理事会、理事懇談会、政策懇談会等

以上